

改正

平成一二年三月二四日条例第二号

平成一七年一〇月六日条例第五一号

平成二六年三月二〇日条例第九号

平成三一年 三月二七日条例第五号

岐阜県科学技術振興センター条例をここに公布する。

岐阜県科学技術振興センター条例

(設置)

第一条 科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び地域産業の高度化に寄与するとともに、岐阜県の科学技術の振興に貢献するため、各務原市に岐阜県科学技術振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 センター（附属施設設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第五条まで及び第九条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- 一 センターの管理上支障があるとき。
- 二 センターを使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。

四 センターの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

五 詐欺その他不正の行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第五条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第七条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第八条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第九条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

一 センターの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。

- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、センターから退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第十条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、センターの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民がセンターを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- 二 センターの管理に関する事業計画が、センターの適正な管理のために適切なものであること。
- 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 センターの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 三 第十三条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認め

るとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第六条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。
- 3 前項の場合にあっては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（業務の範囲）

第十二条 センターの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第五条まで及び第九条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 センターの維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

（管理の基準）

第十三条 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を休業日とすること。
 - ロ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 午前九時から午後九時までを利用時間とすること。
 - ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 三 センターの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、センターの利用を制限すること。
- 四 センターの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を

講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十四条 指定管理者は、毎事業年度、センターの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十五条 指定管理者は、やむを得ない理由によりセンターの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十条第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第十条第五項の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十七条 第四条の規定による停止の命令又は第九条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十一年二月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年十月六日条例第五十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第十条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表（第六条、第十一条関係）

区分		金額（円）					
		午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
多目的ホール		一二、一五〇	一二、一五〇	一六、一三〇	二一、七九〇	二五、四五〇	三四、三七〇
会議室	第一会議室 及び第二会議室	三、六七〇	三、六七〇	四、九二〇	六、六〇〇	七、六五〇	一〇、三七〇
	第三会議室	三、八八〇	三、八八〇	五、一三〇	六、九二〇	八、〇七〇	一一、〇〇〇
	第四会議室	三、九八〇	三、九八〇	五、三五〇	七、二三〇	八、三八〇	一一、三二〇
	特別会議室	五、二四〇	五、二四〇	六、九二〇	九、三二〇	一〇、九〇〇	一四、六七〇
	研修室	三、二五〇	三、二五〇	四、三〇〇	五、七七〇	六、七〇〇	九、一二〇
附属施設設備等		知事が定める額					

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ 午前 午前九時から正午までをいう。

ロ 午後 午後一時から午後四時までをいう。

ハ 夜間 午後五時から午後九時までをいう。

ニ 午前及び午後 午前九時から午後四時までをいう。

ホ 午後及び夜間 午後一時から午後九時までをいう。

ヘ 全日 午前九時から午後九時までをいう。

- 二 やむを得ない理由により、利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、三十分（当該利用時間に三十分に満たない端数があるときは、その端数を三十分として計算す

る。)につき、この表の午前の区分に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

三 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。